

特別養護老人ホーム あったかの家 利用料金表

令和 ユニット型介護福祉施設サービス費（6級地：1単位＝10.27円）

令和8年6月1日現在

（単位：円）

		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
【1割負担の方】	1日あたり	688	760	837	910	981
	30日あたり	20,640	22,800	25,110	27,300	29,430

2 食費

1日あたり	1,690	⇒	30日あたり	50,700
-------	-------	---	--------	--------

3 居住費

30日あたり

（単位：円）

（単位：円）

1日あたり	2,300	⇒	30日あたり	69,000
-------	-------	---	--------	--------

◆世帯全体の所得に応じた利用者負担上限額の基準

（単位：円）

区分	対象者	食費（1日）	居住費（1日）
第1段階	住民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者	300	880
第2段階	住民税世帯非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が年額で合計80万円未満の方	390	880
第3段階①	住民税世帯非課税で、利用者負担段階が第2段階以外の方	650	1,370
第3段階②	住民税世帯非課税で、利用者負担段階が第2段階以外の方	1360	1,370

※ 対象については、保険者（市区町村）の介護保険課にご確認ください。

※ 対象者については、保険者より介護保険負担限度額認定証が交付されます。

4 日常生活費

（単位：円）

1日あたり	200
-------	-----

5 その他

理美容代・医療費・薬剤費等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 実 費

【参考】

（単位：円）

	1か月の費用	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
【1割負担の方】	（第4段階）	146,340	148,500	150,810	153,000	155,130
	（第3段階②）	108,540	110,700	113,010	115,200	117,330
	（第3段階①）	87,240	89,400	91,710	93,900	96,030
	（第2段階）	64,740	66,900	69,210	71,400	73,530
	（第1段階）	62,040	64,200	66,510	68,700	70,830

※（別紙）その他の体制加算等及び（6）その他を除く、1か月（30日）の費用概算

その他の体制加算等につきましては、別紙を参照してください。

特別養護老人ホーム あったかの家 利用料金表

令和 ユニット型介護福祉施設サービス費（6級地：1単位＝10.27円）

令和8年6月1日現在

（単位：円）

【2割負担の方】		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	1日あたり	1,376	1,520	1,674	1,820	1,962
	30日あたり	41,280	45,600	50,220	54,600	58,860

（単位：円）

【3割負担の方】		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	1日あたり	2,064	2,280	2,511	2,730	2,943
	30日あたり	61,920	68,400	75,330	81,900	88,290

2 食費

（単位：円）

1日あたり	1,690	⇒	30日あたり	50,700
-------	-------	---	--------	--------

3 居住費

（単位：円）

（単位：円）

1日あたり	2,300	⇒	30日あたり	69,000
-------	-------	---	--------	--------

4 日常生活費

（単位：円）

1日あたり	200
-------	-----

5 その他

理美容代・医療費・薬剤費等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 実 費

【参考】

（単位：円）

【2割負担の方】	1か月の費用	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	（第4段階）	166,980	171,300	175,920	180,300	184,560

（単位：円）

【3割負担の方】	1か月の費用	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	（第4段階）	187,620	194,100	201,030	207,600	213,990

※（別紙）その他の体制加算等及び（6）その他を除く、1か月（30日）の費用概算

その他の体制加算等につきましては、別紙を参照してください。

特別養護老人ホームあつたかの家みさと 加算項目表

(6級地:1単位＝10.27円)

令和8年4月1日より

加算項目		加算概要	1日あたり (1割の方)	1日あたり (2割の方)
	初期加算	入所日から30日に限り加算。30日を超える病院等への入院後に再度施設に戻ってきた際にも対象となります。	30単位：31円	30単位：62円
	入院・外泊時加算	病院等への入院、自宅への外泊など、月に6日を限度として施設サービス費に変わり、負担していただきます。	246単位：253円	246単位：506円
○	看護体制加算（Ⅰ）	入所定員51人以上の施設で、常勤の看護職員を1名配置しています。	4単位：5円	4単位：9円
	看護体制加算（Ⅱ）	（Ⅰ）に該当し、看護職員を規定人員より1名多く配置し、24時間の連絡体制を確保しています。	8単位：9円	8単位：17円
○	栄養マネジメント強化加算	常勤の管理栄養士を規定人数より1名多く配置し、入居者への栄養管理を行っています。	11単位：12円	11単位：23円
	療養食加算	医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する食事を提供します。	6単位：7円 (1食あたり)	6単位：13円 (1食あたり)
○	日常生活支援加算（Ⅱ）	介護福祉士が常勤換算方法で、入居者6名に対して1名配置しております。	46単位：48円	46単位：95円
	経口維持加算（Ⅰ）	嚥下機能低下している入居者様に対して、継続的に経口による食事摂取ができるよう、医師、看護師、管理栄養士、介護支援専門員等が、連携して支援します。	400単位：411円 (1か月あたり)	400単位：822円 (1か月あたり)
	経口維持加算（Ⅱ）	（Ⅰ）を算定している場合であって、言語聴覚士が加わり、食事摂取への支援を行います。	100単位：103円 (1か月あたり)	100単位：206円 (1か月あたり)
○	精神科医師療養指導加算	精神科を担当する医師による定期的な療養指導を月に2回以上行ないます。	5単位：6円	5単位：11円
	口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入居者に対し、口腔ケアを月2回以上を行ないます。	90単位：93円 (1か月あたり)	90単位：185円 (1か月あたり)
○	夜勤職員配置加算（Ⅱ）	ユニット型で、入所定員が51人以上の施設で、夜間帯の人員を規定人員より多く配置しています。	18単位：19円	18単位：37円
○	自立支援促進加算	医師、看護師、介護支援専門員、介護職員等が連携をし、医学的に評価、策定された支援計画を実施する。	280単位：288円	280単位：575円
○	個別機能訓練加算（Ⅰ）	看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、実施します。	12単位：13円	12単位：25円
○	個別機能訓練加算（Ⅱ）	（Ⅰ）を算定している場合であって、厚生労働省に訓練内容の計画書を提出して、有効な情報を活用致します。	20単位：21円 (1か月あたり)	20単位：41円 (1か月あたり)
	看取り介護加算①	医師、看護師、介護支援専門員、介護職員等が連携をし、看取り介護対象者がその方らしい最後を迎えられるよう支援していきます。（死亡日45日前～31日前）	72単位：74円 (15日間が限度)	72単位：148円 (15日間が限度)
	看取り介護加算②	※①の概要のまま、死亡日30日前～4日前。	144単位：148円 (27日間が限度)	144単位：296円 (27日間が限度)
	看取り介護加算③	※①の概要のまま、死亡日の前日、前々日について。	680単位：699円 (2日間が限度)	680単位：1,397円 (2日間が限度)
	看取り介護加算④	※①の概要のまま、死亡日について。	1280単位：1315円 (1日間のみ)	1280単位：2,629円 (1日間のみ)
○	科学的介護推進加算（Ⅱ）	入居者の心身の状況、疾病の状況を厚生労働省に提出し、サービスを適切に有効的に提供する為に、必要な情報を活用していきます。	50単位：52円 (1か月あたり)	50単位：103円 (1か月あたり)
○	介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして1及び2の算定額の1000分の140	17.6%	17.6%
○	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	ICT機器や見守りセンサーの導入によって、介護職員の事務負担を減らし、ケアの質を高める取り組みを実施しております。	10単位：11円 (1か月あたり)	10単位：21円 (1か月あたり)

※○が付いている加算については、入居者様全員が対象となります。

特別養護老人ホームあつたかの家みさと 加算項目表

(6級地:1単位＝10.27円)

令和8年4月1日より

加算項目		加算概要	1日あたり (2割の方)	1日あたり (3割の方)
	初期加算	入所日から30日に限り加算。30日を超える病院等への入院後に再度施設に戻ってきた際にも対象となります。	30単位：62円	30単位：93円
	入院・外泊時加算	病院等への入院、自宅への外泊など、月に6日を限度として施設サービス費に変わり、負担していただきます。	246単位：506円	246単位：758円
○	看護体制加算（Ⅰ）	入所定員51人以上の施設で、常勤の看護職員を1名配置しています。	4単位：9円	4単位：13円
	看護体制加算（Ⅱ）	（Ⅰ）に該当し、看護職員を規定人員より1名多く配置し、24時間の連絡体制を確保しています。	8単位：17円	8単位：25円
○	栄養マネジメント強化加算	常勤の管理栄養士を規定人数より1名多く配置し、入居者への栄養管理を行っています。	11単位：23円	11単位：34円
	療養食加算	医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する食事を提供します。	6単位：13円 (1食あたり)	6単位：19円 (1食あたり)
○	日常生活支援加算（Ⅱ）	介護福祉士が常勤換算方法で、入居者6名に対して1名配置しております。	46単位：95円	46単位：142円
	経口維持加算（Ⅰ）	嚥下機能低下している入居者様に対して、継続的に経口による食事摂取ができるよう、医師、看護師、管理栄養士、介護支援専門員等が、連携して支援します。	400単位：822円 (1か月あたり)	400単位：1233円 (1か月あたり)
	経口維持加算（Ⅱ）	（Ⅰ）を算定している場合であって、言語聴覚士が加わり、食事摂取への支援を行います。	100単位：206円 (1か月あたり)	100単位：309円 (1か月あたり)
○	精神科医師療養指導加算	精神科を担当する医師による定期的な療養指導を月に2回以上行ないます。	5単位：11円	5単位：16円
	口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入居者に対し、口腔ケアを月2回以上を行ないます。	90単位：185円 (1か月あたり)	90単位：278円 (1か月あたり)
○	夜勤職員配置加算（Ⅱ）	ユニット型で、入所定員が51人以上の施設で、夜間帯の人員を規定人員より多く配置しています。	18単位：37円	18単位：56円
○	自立支援促進加算	医師、看護師、介護支援専門員、介護職員等が連携をし、医学的に評価、策定された支援計画を実施する。	280単位：288円	280単位：863円
○	個別機能訓練加算（Ⅰ）	看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、実施します。	12単位：25円	12単位：37円
○	個別機能訓練加算（Ⅱ）	（Ⅰ）を算定している場合であって、厚生労働省に訓練内容の計画書を提出して、有効な情報を活用致します。	20単位：41円 (1か月あたり)	20単位：62円 (1か月あたり)
	看取り介護加算①	医師、看護師、介護支援専門員、介護職員等が連携をし、看取り介護対象者がその方らしい最後を迎えられるよう支援していきます。（死亡日45日前～31日前）	72単位：148円 (15日間が限度)	72単位：222円 (15日間が限度)
	看取り介護加算②	※①の概要のまま、死亡日30日前～4日前。	144単位：296円 (27日間が限度)	144単位：444円 (27日間が限度)
	看取り介護加算③	※①の概要のまま、死亡日の前日、前々日について。	680単位：1,397円 (2日間が限度)	680単位：2,095円 (2日間が限度)
	看取り介護加算④	※①の概要のまま、死亡日について。	1280単位：2,629円 (1日間のみ)	1280単位：3,944円 (1日間のみ)
○	科学的介護推進加算（Ⅱ）	入居者の心身の状況、疾病の状況を厚生労働省に提出し、サービスを適切に有効的に提供する為に、必要な情報を活用していきます。	50単位：103円 (1か月あたり)	50単位：153円 (1か月あたり)
○	介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして1及び2の算定額の1000分の140	17.6%	17.6%
○	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	ICT機器や見守りセンサーの導入によって、介護職員の事務負担を減らし、ケアの質を高める取り組みを実施しております。	10単位：21円 (1か月あたり)	10単位：31円 (1か月あたり)

※○が付いている加算については、入居者様全員が対象となります。